

暴力団排除に関する誓約書

令和 年 月 日

宇佐市長

様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

私は、宇佐市と契約を締結し、その債務を履行するに際し、次の事項を誓約します。

- 1 自社（受注者が個人である場合にはその者）又は自社の役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）は、次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
 - （1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - （2）暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - （3）暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - （4）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - （5）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - （6）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- 2 宇佐市との契約事案について、上記1（1）～（6）に該当する者であることを知りながら下請契約又は関連する契約（資材、原材料及び物品の購入契約並びにその他の契約）を締結することはありません。
- 3 上記1（1）～（6）の該当の有無を確認するために、宇佐市から役員名簿等の提出を求められたときは速やかに提出します。また、当該役員名簿並びに競争入札参加資格審査申請書及びその添付書類に記載された情報等が大分県警察本部に提供されることについて同意します。
- 4 暴力団の不当な要求には応じません。また、宇佐市との契約事案について不当な要求を受けたときは、ただちに警察署へ通報するとともに、宇佐市に報告します。
- 5 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、本契約の解除、違約金の請求その他の宇佐市が行う措置により不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。